

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 7月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	補機冷却海水系配管点検において、配管内部ライニング(被覆)に不良(孔食及び剥離)が認められたため、当該ライニングを修理。	G III	
2	2号機	照明電源用乾式小型変圧器(ELT-2C31)の変圧器2次側電線管において、電線管端末に取り付けられているプラスチック製絶縁ブッシングに割れが認められたため、当該部品を交換。	G III	
3	3号機	管理区域からの物品(クリアファイル)の搬出において、本来一般搬出扱いで物品搬出されるべきところを携行品扱いで搬出されたことが確認されたため、原因調査・対策検討。 なお、今回の搬出において、搬出基準値未満であることは確認済み。	G II	
4	4号機	主排気筒の放出管理用捕集フィルタの放射能測定を行ったところ、検出限界値をわずかに上回る粒子状放射性物質(セシウム134,137)が検出。当所のプラント内の放射線モニターの値や設備に異常は確認されておらず、使用済燃料プール水の放射能分析結果においても、セシウムの濃度は検出限界値未満であることから、福島第一原子力発電所の事故に由来するセシウムが捕集され、検出されたものと推定。	対象外	
5	その他	一次水処理設備純水装置(B)において、水質分析用試料採取弁を全開にしても試料水が採取出来ない(水が出ない)ことが認められたため、当該原因調査。	G III	